

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、刑法二六条の三の規定の違憲をいう点は、同条が憲法一条、一三条、三一条、三九条後段に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和三十一年（し）第三二号同三三年二月一〇日大法廷決定・刑集一二巻二号一三五頁、昭和三五年（し）第三四号同年一〇月四日第三小法廷決定・刑集一四巻一二号一五三三頁、昭和四一年（し）第五九号同四二年三月八日大法廷決定・刑集二一巻二号四二三頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がなく、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は違憲をいう点を含め、実質において事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらぬ。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年二月三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	本	山	亨
裁判官	団	藤	重光
裁判官	藤	崎	萬里
裁判官	中	村	治朗
裁判官	谷	口	正孝